## 別紙2

## 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る審査基準

国内肥料資源利用拡大対策事業における審査項目(採択基準)及びポイントは下表のとおりとします。

農林水産省は、提出された申請書類について、採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者(以下「補助金交付候補者」という。)を選定するものとします。

なお、審査項目のうち必須項目において一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者と して選定することはできないこととします。また、ポイントの合計値が一定の基準に満たない場 合には、不採択とすることがあります。

音には、个妹がとりることがありまり。							
必	事業	美実施計画書の しょうしん	① 成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定され				
須	妥当	<b>á性</b>	ているか。				
項			ア 適切に設定されている	_			
目			イ 適切に設定されているとはいえない	不採択			
			② 事業費は適正に算定されているか。				
			ア 適正に算定されている	_			
			イ 適正に算定されているとはいえない	不採択			
			③ 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあ				
			るか。				
			ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性が	_			
			ある				
			イ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能	不採択			
			とはいえない				
	事業実施主体の適		④ 実施要領別表1に定める事業実施主体の要件を満たして				
	格性		いるか。				
			ア 満たしている	_			
			イ 満たしていない	不採択			
			⑤ 肥料原料供給者、肥料製造業者及び耕種農家等の連携を				
			位置付けた実現可能な計画(連携計画)を有しているか。				
			ア 実現可能な計画を有している	_			
			イ 実現可能な計画を有していない	不採択			
評	成	a)肥料原料•	⑥ 実施要領別紙1-1の第5の1に基づく成果目標の増加	$0 \sim 10$			
価	果	肥料の販売・	量について、相対的に評価を行う。				
項	目	提供数量					
目	標	b) 肥料の取扱	⑦ 実施要領別紙1-1の第5の2に基づく成果目標の増加	0~10			
		数量	量について、相対的に評価を行う。				

	注	c) 肥料の施用	⑧ 実施要領別紙1-2の第5に基づく成果目標の増加量に	0~10
	1	面積	ついて、相対的に評価を行う。	
加	取組の広域性		⑨ 国内肥料原料の供給から国内肥料原料由来の肥料の利用	10
算	注 2		までの取組が都道府県の区域を超える範囲での取組となっ	
項			ている場合又は広域流通に適した肥料の形態による取組と	
目			なっている場合	
	輸入原料や		⑩ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替とし	10
	化石燃料を		て利用することを想定している場合(窒素、リン酸又は加	
	原料した化学肥料		里を保証又は表示するものに限る。)。	
	の代替性			
	環境と調和のとれ		⑪ 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料シ	
	た食料システムの		ステムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に	
	確立のための環境		関する法律(令和4年法律第37号。以下、「法」とい	
	負荷低減事業活動		う。) に基づき、以下の計画の認定を受けている場合又	
	の俳	足進等に関する	は令和5年までに認定を受ける見込みがある場合。	
	法律	建(令和4年法律	ア 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活	5
	第 37 号) に基づく		動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環	
	計画	可認定等	境負荷低減事業活動実施計画	
			イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計	5
			画	
			ウ ア及びイの両方の者を含む。	10
			⑩ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で	10
			定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。若しく	
			は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合。	
	農業	<b></b>	⑬ 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参	10
	援法 (平成 29 年法		入計画の認定を受けている場合。	
	律第	<b>第 35 号)に基づ</b>		
	く認定			

(注) 1 成果目標の得点については、同期間の公募において提出のあった申請書を成果目標の 高い順に並べ、上から順位付けした上で以下の算定式により評価点を決定することとし ます。

(評価点) =10×(申請者数-当該申請書の順位+1)/(申請者数) なお、複数の成果目標を設定している場合は、最も評価点の高い項目のみを採

なお、複数の成果目標を設定している場合は、最も評価点の高い項目のみを採用します。

- 2 取組内容の広域性については、北海道においては総合振興局及び振興局の所管区域を越えるか否か、その他の都府県においては都府県域を越えるか否かで判断することとします。
- 3 ポイントの合計数が同じ場合には、事業費が低いものを上位とします。